

お知らせ

夏はやっぱり「ふれあいプール」！7月15日からオープンします

3年ぶりに「ふれあいプール」をオープンします。コロナ対策のため、入場制限や検温などを実施しますが、ご理解とご協力をお願いします。

■主な感染予防対策

①入場者数を上限250人に制限します。

⚠開場混雑情報は市HP(右記2次元コード)から確認できます。事前に確認の上、ご来場ください。



▲開場混雑状況の確認

②更衣室の利用人数を制限します。



料金=満1歳~小学生:300円、中学生以上:600円、満65歳以上で市に住民登録のある人:300円(免許証などを提示)※団体割引あり
※無料になる人:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者(手帳などを提示)とその介護者1人
その他=小学3年生以下は保護者の付き添いが必要です。小学6年生までは保護者で送迎をお願いします。
※料金などの徴収事務は「株式会社ワールドサミット」に委託しています。

開場期間・時間=7月15日(金)~8月31日(水) 10時~17時
※開場期間中は無休、県内で感染が拡大した場合は開場を中止する可能性があります。
場所=四ツ辻1129-1(ふれあいと創造の里内)

ふれあいプール 電話 080-2887-3186(期間中のみ)、ふれあいと創造の里 電話 568-4000 FAX 560-7013

予防接種

子宮頸がんを予防する「HPVワクチン」公費での定期接種を再開します
接種機会を逃した25歳~16歳の人でも無料で接種できます

HPVワクチンは平成25年4月に定期予防接種となりましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない疼痛が生じたことから積極的勧奨は差し控えられていました。この度、改めてワクチンの安全性が確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、接種勧奨が再開されることになりました。市では、中学1年生~高校1年生の女子へ「予診票兼接種券」を送付しています。小学6年生の女子には、標準接種時期である中学1年生ごろの送付を予定しています。

子宮頸がんってどんな病気？

- 30代~40代に多い女性特有のガン
20代から増え始め、30代~40代の女性に多いガン。年間約1万人が発症し、3千人が亡くなっています。
- 原因のほとんどは「ヒトパピローマウイルス(HPV)」への感染
HPVは性交渉のある人は誰でも感染する可能性があります。
- ワクチンで予防、20歳からは検診受診で早期発見に

■定期接種の対象者

対象・費用=小学6年生~高校1年生の女子/無料

■接種機会を逃した人へ

キャッチアップ接種により無料で接種できます。
対象=平成9年4月2日~平成18年4月1日生まれの女性(令和7年3月31日までに合計3回接種。途中まで接種している人は残り回数を接種)
費用=無料

【共通事項】

接種回数=いずれの対象者も合計3回
実施場所=市内の実施医療機関
接種当日の持ち物=予診票兼接種券、生年月日がわかるもの(健康保険証など)

⚠予診票兼接種券を紛失した人や小学6年生のうちに接種を希望する人は、実施医療機関または子育て課へお問い合わせください。

子育て課 電話 559-5701 FAX 559-5705 総合福祉保健センター2階

お知らせ

令和4年度の住民税非課税世帯などへ「臨時特別給付金」を給付します
(令和3年度の住民税非課税世帯または家計が急変した世帯として給付を受けた世帯等は対象外)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。
対象=右表のとおり(①②ともに世帯の全員が住民税均等割が課税されている人の扶養親族などからなる世帯は除く)※その他支給要件あり
給付額=1世帯あたり10万円

申請=
①の可能性のある世帯には7月中に確認書を送付します。確認書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送(DVなどで住民票を移さず避難中の人は申し出てください)
②の世帯は申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、窓口または郵送
※詳細は市HPをご覧ください▶



①住民税非課税世帯	②家計が急変した世帯
令和4年6月1日時点で三田市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税または免除されている世帯	令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同一世帯に属する全員が①と同様の事情にあると認められる世帯

⚠令和3年度の住民税非課税世帯または家計が急変した世帯に対する給付を受けた世帯に再度支給されるものではありません。

暮らしの安心課 臨時特別給付金担当 電話 0120-333-510(平日9時~17時30分) FAX 562-1294
〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎1階

募集

一緒に成人式*を作ろう!
「成人式サポーター」



5年1月8日開催の成人式の企画や準備などを行う「成人式サポーター」を募集します。人生一度の成人式、皆さんの力で思い出に残る式典にしましょう!
対象=平成14年4月2日~15年4月1日生まれの三田市の成人式に参加する人で、当日の式典と事前の会議(月2回程度)に出席できる人
定員=10人程度
内容=①成人式の企画・準備、パンフレット作成など ②成人式当日の司会進行・運営、新成人代表のあいさつなど
*成人式の名称は変更予定です。

申し込み=7月15日までに、申し込みフォームに必要事項を入力



若者のまちづくり課 電話 559-5041 FAX 563-1366

募集

さんだ住まいるチーム
メンバー2022



「三田の魅力を伝えたい」「移住者と人・地域をつなぎたい」など、三田大好きさんをお待ちしています!
定員・任期=10人程度(未成年の場合は、保護者の同意が必要)/就任日から1年程度
活動内容=①三田の魅力・ライフスタイルの発信 ②イベントやオンラインなどによる移住相談対応 ③人やコミュニティを紹介するなど移住者が地域になじみやすくするお手伝い
報償=無償(市が依頼するイベントなどへの参加は1回あたり6,000円と市の規定に基づく実費相当分の旅費を支給。市内と神戸市北区は交通費支給なし)
面談=8月上旬に実施(日時は応募者に別途通知)

申し込み=7月27日必着、申し込みフォームまたは応募申込書(市HPからダウンロード)に必要事項を記入し、応募者本人の写真を添付して、eメール(wakamono_machi@city.sanda.lg.jp)、窓口、郵送のいずれかで下記



若者のまちづくり課 電話 559-5041 FAX 563-1366 〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎3階

募集

市営住宅の入居者募集(7月1日～15日申込受付)

対象＝市内在住・在勤者(収入など要件あり)
※1世帯1住戸のみ申し込み可、入居予定は10月上旬～12月上旬。
※申し込み者が募集戸数を上回った場合、要件に該当する人(中度以上の障害者がいる世帯など)を優先し抽選
※詳細は申し込み案内書をご覧ください。



申込案内書配布＝7月1日から、市役所本庁舎(1階 総合案内、1階 暮らしの安心課)・各市民センター・まちづくり協働センターで配布
申し込み＝7月15日までに、専用申込書・封筒(申込案内に付属)を郵送で下記

暮らしの安心課 電話 559-5051 FAX 562-1294
〒669-1595 三輪 2-1-1 本庁舎 1階

団地名	間取り/洋室・和室	募集戸数
西山団地1号棟	3LDK(69.3㎡)/洋2・和1	4戸 [単身不可]
西山団地2号棟	2DK(53.6㎡)/洋1・和1	1戸(★) [2人世帯]
	1DK(45.2㎡)/和1	1戸(★) [単身]
西山高層団地	3LDK(70.5㎡)/洋2・和1	1戸 [単身不可]
	2DK(54.3㎡)/洋1・和1	1戸 [2人または単身]
	2LDK(67.7㎡)/洋2	1戸(▲) [単身不可]
南が丘団地	3LDK(70.5㎡)/洋2・和1	1戸 [単身不可]
	1DK(44.4㎡)/和1	2戸 [単身]

★…シルバーハウジング(高齢世帯のみ)
▲…車いす常用者向け

お知らせ

知っていますか?
「兵庫ゆずりあい駐車場」

「兵庫ゆずりあい駐車場」は、歩行が困難な人がより駐車場を利用しやすいよう、公共施設や商業施設などの建物に近い場所に設置している駐車スペースです。本当に必要とする人が適切に利用できるよう、一人一人がゆずりあいの心を持って、駐車スペースの確保にご協力をお願いします。
▲案内表示
対象となる駐車施設＝公共施設や商業施設などで、上記の「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内表示がある駐車区画
利用証の交付対象者＝身体・知的・精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難と認められる人
利用証の申請＝利用証の交付を希望する人は、申請書(下記窓口で配布または県HPからダウンロード可)と歩行が困難なことが確認できる書類を持参し、県または市障害福祉課の窓口(本庁舎1階)で申請してください ▲県HP



障害福祉課 電話 559-5075 FAX 562-1294

お知らせ

日常生活用具の給付項目を拡充

今年度から下記の給付項目を拡充しています。
※購入前の申請が必要です。
■人工呼吸器用自家発電器または外部バッテリー
対象＝①人工呼吸器装着者で、障害等級が呼吸器機能3級以上、肢体不自由3級以上、音声言語3級(肢体不自由3級以上と音声言語3級は医師の意見書により必要と認められる場合に限る)②人工呼吸器装着者で、難病患者のうち医師が必要と認めた人
■人工内耳用電池または人工内耳用充電機・充電器
対象＝人工内耳装着者で、聴覚の障害等級をもっている人
■ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器
対象＝①6歳以上の人で障害等級が呼吸器3級以上、肢体不自由3級以上、音声言語3級(肢体不自由3級以上と音声言語3級は医師の意見書により必要と認められる場合に限る)②難病で呼吸器機能に障害があり、医師が必要と認めた人 ※詳細は市HP(右記2次元コード)をご覧ください。



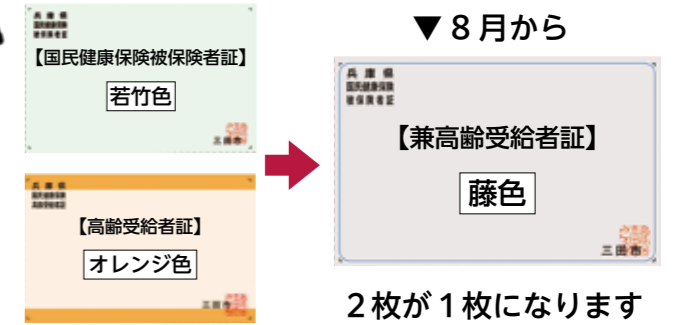
障害福祉課 電話 559-5075 FAX 562-1294

お知らせ

新しい国民健康保険被保険者証を7月下旬に送付します
国民健康保険限度額適用・認定証の更新

■新しい国民健康保険被保険者証を送付(7月下旬)
8月から使う新しい国民健康保険被保険者証を世帯主にまとめて送付します。

【70歳～74歳の人】※右記参照
8月から国民健康保険被保険者証は高齢受給者証と一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(藤色)」になります。新しい被保険者証は8月1日から利用可能です。7月末までは現在お持ちの被保険者証と高齢受給者証をご利用ください。
※70歳を迎える人は誕生月(1日生まれの人は誕生月の前月)に新しい被保険者証兼高齢受給者証を送付します。



【70歳未満の人】
新しい被保険者証は受け取り後から利用可能です。
※被保険者証裏面に、「一斉更新時(8月1日)発行の被保険者証は、交付年月日前有効」の記載あり

■国民健康保険限度額適用・認定証の更新
国保加入者の限度額証の更新は、毎年8月1日です。現在、限度額証をお持ちで引き続き必要な人は、下記へ申請してください。※毎年申請が必要です。

国保医療課 国保証：資格収納係 電話 559-5050、限度額適用・認定証：給付係 電話 559-5049 FAX 559-2636

お知らせ

後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に送付します

8月1日から使える「後期高齢者医療被保険者証」を7月中旬に送付します。負担割合は、所得や世帯構成により「1割」または「3割」です。
※10月から医療費の負担割合が変わります。一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(3割負担の人)を除き、負担割合が「2割」になります。
※2割負担施行に伴い、今回お送りする被保険者証の有効期限は、全被保険者ともに「令和4年9月30日」となっています。10月1日から使える被保険者証は9月上旬に送付する予定です。
また、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額証)」をお持ちで、引き続き対象要件を満たす人には、新しい限度額証を保険証と一緒に7月中旬に送付する予定です。
※被保険者証とは異なり、有効期限は例年通り翌年7月31日までのものを交付します。誤って破棄しないようご注意ください。

市の担当窓口：国保医療課 給付係 電話 559-5049 FAX 559-2636
制度全般：兵庫県後期高齢者医療広域連合 電話 078-326-2612 FAX 078-326-2744

